

■ 施設整備に係る基本方針及び内容について

第4回市民会議（10/21）に提示した事務局案に対する各委員から出された意見を踏まえ、最終的な市民会議案を作成しました。

施設整備に係る基本方針（市民会議案）

方針1：安全・安心で安定した稼働ができる施設

市民や事業者から日々排出されるごみについては、円滑で継続的な処理が必要不可欠です。そのため、万全の安全性や危機管理及び環境保全が配慮され、地域や作業環境にとって安全・安心が確保されていることが重要です。

新施設は、導入技術の安定性・施設の耐久性を備え、平常時はもとより災害等非常時においても、安定的かつ安全にごみを処理することが出来る施設とすると共に、ごみ量・質の変動にも柔軟な対応が可能な施設とします。

方針2：環境に最大限配慮した施設

近年の環境保全技術の発展により、法規制への対応に留まらず万全の対策が講じられるようになり、環境施設はこれまで以上に環境との調和がとれたものとなりました。

新施設は、エネルギー効率を含めた総合的な見地から最良の環境保全技術を導入した施設とすると共に、建物のデザイン面を含めた施設整備において、周辺環境や景観との調和に最大限配慮した施設とします。

方針3：市民に愛され、地域の活性化に資する施設

環境施設は、市民生活を守るインフラとして重要な施設であり、近年ではエネルギー利用や資源循環を促進するシンボルとして整備されています。

新施設は、地域コミュニティの形成を促進し、市民に愛され、地域の活性化に資する施設とすると共に、市民が集い、学び、ふれあうことの出来る機能を備え、守山のシンボルとなる施設とします。

方針4：エネルギーと資源の有効活用を積極的に推進する施設

本市では、循環型社会の構築に向けて一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成23年3月策定）の基本方針として、「3Rの推進」、「適正処理の確保」、「市民、事業者、行政の協働」を掲げています。また、滋賀県廃棄物処理計画（平成23年8月策定）の基本方針では、「出てからではなく出る前でのごみ減量を進める2R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用）」に重点を置き、更なる省資源・循環型への転換が求められています。

新施設は、ごみ処理に伴い発生する熱エネルギーを効率的に活用する施設とすると共に、ごみを資源として捉え、ごみに含まれる資源物の有効活用を積極的に推進する施設とします。

方針5：経済性に優れた施設

環境施設は、市民の税金により建設・運営されるものです。よって、施設的设计・建設から運営・維持管理に至るまで、常に経済性に配慮し、ライフサイクルコストの縮減を意識した施設であることが重要です。

新施設は、維持管理費を縮減し、効率的で効果的な運営を行うなど、経済性に優れた施設とします。